公的介護保険制度をご存知ですか？

JA共済

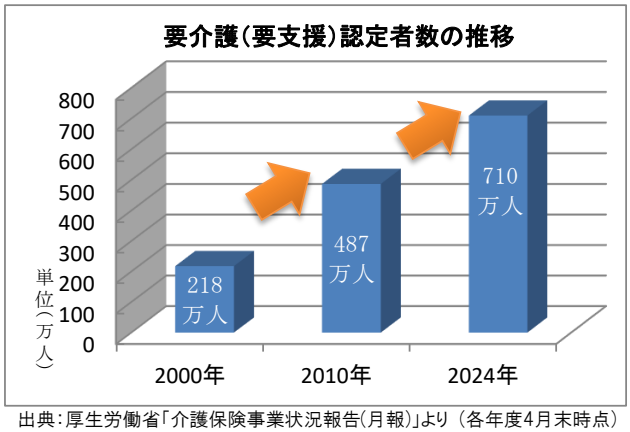
■公的介護保険導入の背景

少子長寿化が進む日本。
医療技術の進歩とともに平均寿命も延び続け、
今では多くの方が要介護状態を経験すると言われています。

そこで高齢の要介護者を社会全体で支え合うため、
平成12年(2000年)4月から公的介護保険制度がスタートしました。

制度発足当時には約218万人だった要介護認定者数は、
令和6年(2024年)4月末時点では710万人に達し、
65歳以上のおよそ5.1人に1人が要介護(要支援)認定者と
なっています。

要介護認定者は今後も増加が見込まれるため、
財源の確保・制度の抜本改革が必要と言われています。



出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」より（各年度4月末時点）

■公的介護保険の概要

公的介護保険は、**40歳以上**のすべての国民が加入し、要介護認定を受けた場合に介護サービスを利用できる制度です。
ただし、要介護認定は**年齢によって基準・要件が異なります**。

65歳以上の人
（第1号被保険者）
介護や支援が必要と認定された場合に
介護サービスが受けられます。
（原因は問われません）

40歳～64歳の人
（第2号被保険者）
老化が原因とされる病気(特定疾病)により
介護や支援が必要と認定された場合のみ
介護サービスが受けられます。

■特定疾病とは（40歳～64歳の方で介護サービスを受けることができるもの）

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
 （アルツハイマー病、脳血管性認知症等）
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症(ウエルナー症候群)
- 糖尿病性神経障害、
 糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- パーキンソン病関連疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に
 著しい変形を伴う変形性関節症
- 末期がん

※40歳～64歳の方は、上記以外の原因(ケガなど)によって介護状態となっても、公的介護保険からの給付は受けられません。
※40歳未満の方は公的介護保険には加入できませんので、原因を問わず給付は受けられません。

■公的介護保険の認定段階と支給限度額

要介護認定は7段階で行われます。
介護サービスの支給限度基準額は以下のとおりです。**利用金額のうちの1割～3割は利用者が負担**します。
※

要支援度 要介護度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
【参考】 令和6年 4月末	認定者数	1,022,625人	998,636人	1,464,327人	1,194,773人	930,266人	899,184人	591,484人
	構成割合	14.4%	14.1%	20.6%	16.8%	13.1%	12.7%	8.3%
介護サービスの 支給限度基準額		50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円
住宅改修費		20万円(通算)						
福祉用具 購入費		10万円／年						

在宅サービスの種類

- 訪問介護
- デイサービス
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売
- 短期入所療養介護

等

※認定者数は厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」(令和6年度4月末)より
※介護サービスの支給限度基準額は目安であり、介護サービスを受ける地域や介護サービスの内容により変動します。
※支給限度基準額は毎月の上限額であり、1単位を10円として試算。 ※1割～3割は利用者負担のため、保険給付は上記の7割～9割分が上限。
※第1号被保険者で一定以上の所得がある方は3割負担もしくは2割負担となります。

■要介護(要支援)度別の身体状況

要介護(要支援)度	状況	
要支援1	日常生活の動作の一部(入浴、清掃など)に何らかの介助を必要とする。	利用可能サービス → 在宅サービス
要支援2	要介護1相当ではあるが、生活機能の維持改善可能性が高い。	
要介護1	日常生活の動作の一部や移動の動作などに何らかの介助を必要とする。 物忘れおよび理解の一部低下がみられる。	利用可能サービス → 在宅サービス 施設サービス
要介護2	日常生活の動作、食事、排せつなどに何らかの介助や支えを必要とする。 物忘れおよび直前の動作の理解に一部低下がみられる。	
要介護3	日常生活の動作、食事、排せつなどに介助や支えを必要とする。 物忘れおよび問題行動、理解の低下がみられる。	
要介護4	食事、排せつを含む日常生活全般が自分ひとりではほとんどできない。 多くの問題行動や理解の低下がみられる。	
要介護5	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではできない。 多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる。	

■施設サービスにおける自己負担額の目安

【施設サービスの目安(月額)】JA共済連静岡調べ

施設の種類	施設介護サービス費(月額)	利用者負担額(月額)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	229,970円～316,720円程度	22,997円～31,672円
介護老人保健施設 (老人保健施設)	274,910円～351,390円程度	27,491円～35,139円
介護医療院	256,970円～429,480円程度	25,697円～42,948円

※1サービス費用は、施設や居室の種類、要介護度に応じて異なります。
※2サービス費用は、居住費および食費を除く額で、1ヶ月を30日として計算しており、多床室に入所した場合です。 ※3上の表は多床室に入所した場合の例です。

【居住や食費等にかかる費用の目安】JA共済連静岡調べ

区分	費用の内容	日額	月額
居住費・ユニット型個室	室料および光熱水費相当	2,006円	60,180円
居住費・ユニット型準個室	室料および光熱水費相当	1,668円	50,040円
居住費・従来型個室(特養)	室料および光熱水費相当	1,171円	35,130円
居住費・多床室相部屋(特養)	室料および光熱水費相当	855円	25,650円
食費	食材料費および調理にかかる費用相当	1,445円	43,350円

※4老人保健施設・療養型医療施設の従来型個室は、ユニット型準個室と同一金額です。

施設サービスの種類
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設(老人保健施設)
- 介護療養型医療施設(療養病床等)

■施設サービスを利用した場合の自己負担額算出

高額介護サービス費 世帯の負担限度額(月額)

①15,000円
・世帯全員が住民税非課税
・被保険者本人が老齢福祉年金を受けているなど
・被保険者本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人など

②24,600円
世帯全員が住民税非課税で①以外の人

③44,400円
本人または世帯員が住民税を課税されている人

介護サービス費用(1割負担) ＋ 居住費(全額負担) ＋ 食費(全額負担) ＋ 生活費(全額負担)

1ヶ月の費用 ＋ 1ヶ月の費用 ＋ 1ヶ月の費用 ＋ 1ヶ月の費用 → 合計 → 1ヶ月の費用合計

1ヶ月の費用合計 ×12ヶ月＝ 1年間にかかる費用

備えはされていますか？

この資料は概要を説明したものです。
令和8年1月時点の法令等に基づき記載しています。
公的介護保険制度の詳細につきましては、お住まいの各市町村窓口までご確認ください。
またJA共済の保障内容につきましては、重要事項説明書・約款などにより必ずご確認ください。

お問い合わせは
JA 支店 担当 TEL:

[26229990030]